

■発電事業者説明会(2016年01月20日午前・午後2回開催)質疑応答

分類	該当頁	質問	回答
加入申込み	P8 スライド13	広域機関加入手続きの書類を郵送する際、書留にするといった指定はあるか。	指定は特にしておりません。
発電調整供給契約	P17 スライド5	発電量調整供給契約を締結する場合、発電計画を広域機関に提出する必要があると思うが、その場合は発電事業者の要件を満たさなくても発電事業者となるのか。また、広域機関の会員でなくても広域機関システムで計画提出できるのか。	発電計画は、発電事業者でなくても、一般送配電事業者と発電量調整供給契約を締結した事業者に提出していただくものです。発電計画を提出する事業者が必ず発電事業者になる訳ではありませんし、会員でなくても発電量調整供給契約を締結すれば、広域機関システムの利用登録をして頂き、発電計画をご提出して頂くことになります。
バランスグループ		4/1までにバランスグループ(BG; インバランス[計画と実績の差異]の精算を実施する単位)を組成するか現在協議中であるが、発電事業者として発電BGに入らなかった場合、自動的に発電契約者になるのか。4/1までに決めないといけないのか。	発電BGに入らなかった場合に自動的に発電契約者になるものではありません。計画値同時同量制度では、発電した電気を販売するために、一般送配電事業者と発電量調整供給契約を自ら締結するか、契約された中のBGに入るかの、いずれかが必要になります。4/1から発電事業を行うのであれば、その前に手続きが完了している必要があります。
機関システムの利用		発電事業者に該当しない小規模な太陽光発電所でも、高圧系統に接続する場合、全部が広域機関システムを利用しなければならないのか。	高圧以下は集約できる場合もありますが、特高以上の発電所については、基本的に発電所毎の計画を広域機関システムで提出して頂きます。個別の系統上の理由による場合もありますので、個別に一般送配電事業者との契約時に確認頂きたいと思っております。
バランスグループ		発電事業者に該当しない小規模な太陽光発電所が一般送配電事業者と託送契約を結ぶ際に、既にあるBGに自動的に入れてもらえる様なスキームはないのか。一般的な太陽光発電のFIT買取スキームとしては、一般送配電事業者の保持するBGに入れてもらうのが自然だと思うのだが。	BGの組み方に関しては、基本的に事業者間での対応になりますので、事業者間でご相談ください。FIT買取においては、買取義務のある小売電気事業者がFIT特例BGを設定することが約款でも定められており、FIT発電事業者はその特例BGに入ることになります。具体的に一般送配電事業者の小売のBGがどうなるかは、一般送配電事業者にご相談ください。
供給計画提出スケジュール	P24 スライド20	供給計画の具体的な提出スケジュールを教えてください。	電気事業法の改正法施行時(2016年4月1日)に発電事業を営んでいる事業者様は、仮発電事業者(旧一般電気事業者、旧卸電気事業者及び旧特定電気事業者を除く)となり、6月30日までに発電事業届出を行う必要があります。また、4月1日以降に発電事業を営もうとする事業者様は、発電事業を開始するまでに発電事業届出を行う必要があります。供給計画は、この発電事業届出が受理され電気事業者となられた後遅滞なく経済産業大臣に届出の必要があり、この届出にあたり供給計画の案及び供給計画を広域機関に提出する必要があります。
提出主体		同一法人などが発電と小売など複数のライセンスを取得する場合には、供給計画はどのように提出すれば良いか。	同一法人であっても、供給計画はライセンス毎に提出していただく必要があります。
計画および計画案の提出先	P24 スライド20	供給計画や供給計画の案は広域機関に提出する必要があるのか。	供給計画は、広域機関を経由して経済産業大臣に届出の必要があり、広域機関へ供給計画の案をご提出いただき、必要に応じて供給計画の見直し行っていただくこととなります。なお、供給計画は、広域機関が経済産業大臣に送付することにより、事業者から経済産業大臣へ供給計画が届出られたこととなります。
事業者マスター	P16 スライド4	事業者コード申請は、発電事業者に届出した以降でよいのか。	マスター登録申請の申込は既に締め切りでしたが、万一未申請でしたら、速やかにご申請ください。
事業者マスター 発電所マスター	P22 スライド15	所有している電源が全て再エネ電源(太陽光、風力)の場合、事業者マスターと発電所マスターを登録すればよいのか。	ご認識の通りです。
事業者マスター	P27 スライド26	FIT電源のみで特例措置の対象となる場合は、②「①を除く供給計画を提出される事業者」(具体的には、発電契約者以外の発電事業者または発電者)に該当すると思われるが、事業者マスターの申請締切は2月15日までではなく、P24スライド20にある4月13日が申請締切となるのか。	既に事業者コードをお持ちの事業者様は、供給計画を提出するまでに事業者マスターの追加情報を申請していただければ結構ですが、事業者コードをお持ちでない新規の事業者様は、2月15日が申請締切となっております。万一未申請でしたら、速やかにご申請ください。
事業者マスター	P27 スライド26	発電契約者となる小売電気事業者が計画を提出する場合、事業者マスターの登録は供給計画を提出する4月以降でもよいのか。	既に事業者コードをお持ちの場合は、供給計画を提出される4月以降に追加情報を申請してください。事業者コードをお持ちでない場合は、2月15日までに申請をお願いします。万一未申請でしたら、速やかにご申請ください。
事業者マスター	P31 スライド2	・事業者マスターと事業者コードの申請に違いはあるか。 ・事業者マスターを申請すれば、事業者コードが付与されるか。	・事業者マスターの項目に事業者コードが含まれます。 ・新規の場合、事業者マスターを申請すれば、事業者コードを発番してお知らせします。
事業者マスター	P31 スライド2	発電契約者でなくとも同時同量種別の選択は必要でしょうか。	必要となります。 確定するまで空白で構いませんが、確定した時点で再申請をお願いします。
発電所マスター	P26 スライド24	既に発番されている系統コードは、一旦広域機関で発電所マスターを作成することになるが、現在一般電気事業者に販売している場合は、既に系統コードが発番されているという認識でよいのか。	一般電気事業者に販売している場合は、系統コードが発番されていない発電所が殆どですが、その場合は一般電気事業者が系統コードの発番を行います。
発電所マスター	P26 スライド24	・一般電気事業者に販売している高圧以上のFIT電源の数はかなり多いと思われるが、該当する事業者にマスター登録に関して何かしら案内がくるとの認識でよいのか。 ・説明会に参加していない事業者もいると思われるが、どのような周知方法を考えているのか。 ・マスター登録の締切は2月15日でよいのか。	・4月1日以降、事業をする上では、発電量調整供給契約を各一般電気事業者(ネットワークサービスセンター)と必ず締結する必要があります。広域機関では事業者様向けにマスター登録に関するご案内文書を作成しており、一般電気事業者を介して、契約の際に発電契約者様に配布しております。発電量調整供給契約内のバランスグループの傘下に入る事業者様に対するご周知もお願いしており、抜け漏れがないように努めさせていただいております。 ・マスター登録の締切については、2月15日となります。

■発電事業者説明会(2016年01月20日午前・午後2回開催)質疑応答

分類	該当頁	質問	回答
発電所マスター	P34 スライド8	1つの連系点に複数の発電所(FIT電源やFIT以外)が接続されている場合、発電所マスターの「電源種別」はどのように設定するのか。	供給区域により、実績計上や精算方法が異なる場合があります。電源種別を含めた発電所マスターの登録内容は、一般送配電事業者にお問い合わせください。
発電所マスター	P34 スライド8	・2月、3月に登録しようとしている発電所は既存の扱いとなるか。 ・マスター項目の契約開始日(No.5)適用開始日(No.6)が「2016年4月1日」と設定されているが、それ以前に使用している発電所も「2016年4月1日」の設定のままではよいか。	・既に系統コードを発番している発電所を「既存」としております。まだ発番されていない場合は新規となりますので、コード申請をお願いします。 ・「2016年4月1日」はシステムの都合上設定しているものでありますので、それ以前に使用している発電所でも問題ありません。
発電所マスター	P34 スライド8	バイオマス混焼発電所の場合、FIT分と非FITに分けて発電BGの発電計画を計上することが必要であるが、一つの連系点に「非調整電源」と「FIT電源」がある場合、発電所マスターは一つでよいか。また、発電所マスターの電源種別は、どのように設定するのか。	バイオマス混焼発電所の取扱いは、供給区域により異なります。供給区域に応じて、発電所マスターの登録をお願いします。  (1) 発電所マスターの登録数 ① 発電所マスター(系統コード)を1つとするエリア 北海道、東北、中部、北陸、四国、沖縄 ② 発電所マスター(系統コード)を2つとするエリア 東京、関西、中国、九州 ※発電所名、略称が重複しないように設定をお願いします。 例: 混焼バイオマスA(FIT特例2)、混焼バイオマスA(非調整)  (2) 電源種別の選択方法 ① 発電所マスター(系統コード)を1つとするエリア 「非調整電源」を選択 ② 発電所マスター(系統コード)を2つとするエリア 各々電源種別に応じて選択  なお、電源種別である「FIT電源1、FIT電源2」は、FIT電源の中で特例措置を受ける電源が対象であり、特例措置の対象外は「非調整電源」となります。1つの連系線点にFITとFIT以外のものがある場合は、特例措置の対象とならず「非調整電源」になる可能性があります。今後、一般送配電事業者と託送契約の更改をする際にご確認をお願いします。
BGマスター	P32 スライド3  P34 スライド8	(BGマスター項目には所属事業者コードはあるが、発電所を特定するコードはない。発電所マスター項目には所属事業者コードはあるが、BGコードはない。) 同じ発電所を別々のBGに所属させることができないか。	同じ発電所を複数のBGに所属させることは可能です。
BGマスター	P32 スライド3	再エネ特措法施行規則の改正資料には、FIT特例発電BGの組成は8区分となっているが、BGマスターの電源種別ではFIT電源1、FIT電源2の2つの区分となっている。8区分の仕訳は事業者で管理し、BGマスターの仕訳はFIT特例①、FIT特例②のみでよいか。	ご認識の通りです。
発電・販売計画マスター	P27 スライド25  P33 スライド6	P27の発電・販売計画マスターでは「契約識別番号」を入力することになっており、P33の発電・販売計画マスターでは「契約識別番号」は広域機関で指定されたタミー番号が入力されて変更不可となっているが、発電量調整供給契約を締結後に番号が発行された時点で入力が必要になるのか。	発電量調整供給契約を締結後、正式な契約識別番号に変更する必要があります。お手続き方法は、後日、お知らせします。
需要計画・調達計画マスター	P33 スライド5	需要計画・調達計画マスターに設定した「取引先BGコード」と提出した計画の「取引先BGコード」に過不足が生じていた場合、システム上計画は受け付けられるか。	需要計画・調達計画マスターに登録した取引先コードに過不足が生じていた場合でも、システム上計画を受け付けることは可能です。
マスター全般	P18 スライド7	FIT電源を含め、殆どの発電事業者は一般電気事業者に電気を販売しているケースが多いと思われるが、販売先が一般電気事業者の場合は、パターンAに該当するという理解でよいか。	パターンAに該当します。
マスター全般	P22 スライド15	発電事業者以外の発電者とは、具体的に誰が該当するか。	発電事業者のライセンスを登録されない発電者(高圧以上の電源を所有する事業者)が対象です。
マスター全般	P22 スライド15	低圧の発電所を所有している場合、事業者マスターと発電所マスターの登録は必要であるか。	低圧の場合、発電所に個別の系統コードを付与しないため、事業者マスターと発電所マスターの登録は必要ありません。(計画値同時同量の場合は発電契約者、実同時同量の場合は契約者が低圧電源を集約し、発電所マスターの登録を行います。)
代行申請	P22 スライド15	発電契約者が「発電契約者以外の発電事業者」、「発電事業者以外の発電者」の事業者マスターや発電所マスターを代行申請することは可能か。	代行申請は可能ですが、広域機関システムの運用開始後は、セキュリティ上、マスターを変更できるのは、1事業者様のみとなります。代行申請の場合は、マスター情報のメンテナンスを代行申請された事業者様にて行っていただく必要がございますので、契約先の変更時にご留意をお願いします。
計画提出	P33 スライド5	計画を提出する前に設定していたコードに誤りがないか事前確認をすることは可能であるか。	事前確認をすることはできません。誤りがあった場合には、計画の再提出となります。